



配線コードで足を^{つまづ} 踏いたことはありませんか

管内で、配線コードが机と机の間に挟まれた状態で損傷して出火し、火災になった事故が発生しています。

配線コードに係る労働災害は非常に多く発生しています。例えば

- ①通路で配線コードに足を踏き、転倒したもの
- ②絶縁被覆が損傷した配線に感電したもの
- ③脚立が仮設配線を踏み、作業者が感電したものなどがあります。配線は身近にあるものですが、火災などの重大災害の原因になることも少なくありません（転倒災害でも最悪死亡災害になり得ます）。皆様におかれましては、事業場内の配線の状況に問題がないか、絶縁被覆に問題がないか、転倒の危険がないかなどを確認してください。特に有機溶剤などへの引火、可燃性の高いものの近くの配線については、火災の危険がないかも確認してください。



↑災害事例



令和5年の法令遵守状況について

令和5年も小諸労働基準監督署管内において、様々な事業場を巡回指導させていただきました。中でも特に違反の多かった事項は、以下のとおりでした。

- ・労働時間（36協定の未届や、36協定の上限を超過して時間外労働をおこなっている）
- ・割増賃金（時間外労働や休日労働に対する割増賃金が支払われていない）
- ・就業規則（未作成や、内容が実態と異なっているのに変更届を届け出していない）

また、労働時間に関連して、36協定の内容が形骸化している事例が散見されました。「協定で定める限度時間は本当にこの時間数でよいか?」「さらに時間外労働を削減するためにはどんな工夫をすべきか?」等、新たに36協定を締結する際には、改めて労使間で話し合ってみてください。



時間外労働削減の好事例
運送業・製造業など→
←建設業（国土交通省作成）



当署ホームページ掲載資料の活用について

当署においては、法定労働条件の確保及び労働災害防止のため、下記（例）のとおり、作成等した各種資料を「当署ホームページ」に掲載していますので、適宜ご確認・活用ください。

（例）

今年度の全国安全週間（令和5年7月1日～7日）に併せて、「事業主からの手紙」と題して、同意を頂いた上で、当署管内の事業場で直近数年間に重大災害等が発生した事業主からのメッセージを集約しています。

（例）

毎月中旬を目途に、前月末日までの管内「労働災害発生状況」を集約し、業種・事故の型別等に分類しています。

（例）

今回で24号目となる「Hello!こもろ一き通信」（旧：「こもろ一き通信」）の最新号及びバックナンバーを公表しています。



←当署ホームページ



障害者専用求人をご検討ください。

令和5年「障害者雇用状況報告」（6月1日現在）のハローワーク佐久管内の集計結果では、雇用障害者数は625.0人で前年比12.5%増（69.5人増）となりました。障害種別でみると身体282.0人（27.5人増）、知的203.0人（7.5人増）、精神140.0人（34.5人増）となり、障害者雇用は近年急速に伸びています。一方で、ハローワークに登録する障害求職者は822人（R5.12月末）と、大勢の方が就職を希望しております。2月1日開催の障害者就職相談会には100名近い参加者がありました。ダイバーシティ（多様な人材の登用）の観点からも積極的な障害者雇用に向けて、障害者専用求人のご検討をお願いします。

障がい者手帳



【編集後記】 春はあけぼの。

新たな気持ちに切り替えながら、新年度のスタートラインに向かひましよう。皆様、今年度は、大変お世話になりました。（第24号：令和6年3月発行）